

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属 保健衛生部予防対策課精神保健係

問合せ先 03 - 5803 - 1847

1 補助金の名称等

3年度調査

補助金の名称	精神障害者グループホーム開設費助成金							
根拠規定等	文京区精神障害者グループホーム開所に係る費用の助成に関する要綱							
創設年月	平成	23	年	10	月	経過年数 〔自動計算〕	9年	終了予定年月
見直し年月	平成	29	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕	4年	
見直しの内容	・第1条中「障害者総合支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に修正。・第3条第1項及び第2項中、「仲介手数料」を「仲介手数料等」に修正。・第5条第2項、第6条の文言の修正。							
予算科目	款	項		目		大事業	中事業	計画事業番号
	6衛生費	1保健衛生費		4障害者総合支援事業費		6精神障害者グループホーム開設費等助成	1精神障害者グループホーム開設費等助成	88
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給							

2 補助金の概要

補助目的	精神障害者グループホーム事業開始のための費用の一部を助成することにより、グループホーム開所を促進するとともに、精神障害者の自立した生活を支援する。						
補助事業等の内容	精神障害者のためのグループホーム開所に係る費用の助成						
補助対象経費の内容	グループホーム開所にあたり、家主に支払う敷金、礼金、利用者が入居するまでの間に要した家賃、及び不動産事業者に対して支払う仲介手数料等。また、交流室における備品の整備費。						
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他						
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕						
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率（補助率） <input type="checkbox"/> 定額（補助額）						
	<input type="checkbox"/> 補助単価（補助単価 単位） <input checked="" type="checkbox"/> その他						
	〔その他の場合は具体的に記入〕						
公募の状況	非公募						
実績報告書時における用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他（事業報告書）						
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独		負担割合	区	国	都	補助対象者
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し)		上乗せの内容・理由				
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)						

3 交付実績

(件、千円)

項目	30年度(決算)	元年度(決算)	2年度(決算)	3年度(予算)
交付(見込み)件数	0	0	0	1
決算(予算)額	0	0	0	1,209
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	0	0	0	1,209
交付実績の特記事項				

4 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	-	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	-	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	-	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の 補助金につ いては不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	開設相談は数件受けているものの、平成30年度から新規開設の実績なし。
課題	グループホームの要件を満たす物件の確保が困難な状況である。
今後の方向性	引き続き、家主や地域住民への理解促進および事業者への周知を図る。